

「朝日のあたる家」重要事項説明書

(令和6年 4月 1日)

1 事業主体概要

事業主体名	株式会社ピースウェーブ
法人の種類	株式会社
代表者氏名	嘉山 仁
所在地	神奈川県横浜市都筑区北山田ニ丁目8番14号
法人の理念	認知症の高齢者が、人間としての尊厳とクオリティ・オブ・ライフ(生活の質)を保ちながら、個人の自立を促がし、喜びや、はりあいのある生活を送ることができるよう支援します。

2 ホーム概要

ホーム名	グループホーム 朝日のあたる家	
ホームの目的	家庭的な生活をするため、認知性高齢者が少人数のグループで継続的なスタッフの支援を受けながらできるだけ自立した生活を送ることを目的とします。	
ホーム責任者	山下 良仁	
開設年月日	平成15年9月1日	
保険事業者指定番号	1493800591	
所在地	神奈川県横浜市都筑区北山田ニ丁目8番14号	
電話(FAX)	045-592-6315	
交通便	市営地下鉄グリーンライン「北山田」駅より徒歩5分	
	東急 鷺沼駅発、東山田営業所行き「センター前」下車徒歩3分	
	市営地下鉄「センター北」発、南駅行き(内回り)サレジオ学院下車3分	
敷地概要	自己所有 1571.85㎡	
建物概要	自己所有 木造2階建て 延床面積 964㎡	
居室の概要	「あすか」(1階西側)	個室9室(1室当たり面積13.05~13.85㎡) うちトイレ付き3室
	「やまと」(2階西側)	個室9室(1室当たり面積13.05~13.85㎡) うちトイレ付き3室
	「やよい」(2階西側)	個室9室(1室当たり面積13.67~13.85㎡) うちトイレ付き2室
共通設備	ナースコール、洗面台、エアコン、照明設備、テレビアンテナ、 収納設備、電話端子、LAN回線	
共用設備概要	ユニット共通	エレベーター
	各ユニット	浴室、洗濯室、洗面所、キッチン、リビングダイニング トイレ(3~4カ所)、ベランダ、事務所
緊急対応方法	「緊急時の対応」に必要な事項記入いただきます。当ホームではご家族のご意向に従いホームのケア設備を使い手順どおりの対応を行ないます。 ※・ご入居者の転倒防止については、職員のもっとも注意しているところですが完全には防ぐことが出来ません。 ・個室での見守りは完全ではありません。個室における事故は防げないことがあります。	
防犯防災設備	誘導灯、自動火災報知設備、消火器	
避難設備等の概要	避難はしご	
損害賠償責任保険加入先	三井住友海上火災保険 (介護賠償責任保険)	

3 職員体制

(あすかユニット)

職種	員数	職務内容
管理者	1名	業務及び職員等の一元管理
計画作成担当者	1名	介護計画の作成。連携する施設等の連絡・調整
介護職員	6名以上(うち常勤1名以上)	必要な介護及び支援

(やまとユニット)

職種	員数	職務内容
管理者	1名	業務及び職員等の一元管理
計画作成担当者	1名	介護計画の作成。連携する施設等の連絡・調整
介護職員	6名以上(うち常勤1名以上)	必要な介護及び支援

(やよいユニット)

職種	員数	職務内容
管理者	1名	業務及び職員等の一元管理
計画作成担当者	1名	介護計画の作成。連携する施設等の連絡・調整
介護職員	6名以上(うち常勤1名以上)	必要な介護及び支援

※計画作成担当者:ケアマネジャーを1名以上配置

4. 勤務体制

日中の体制	早番(7:00-16:00)・日勤(9:00-18:00)・遅番(13:00-19:00)
夜間の体制	3名夜勤(17:30-翌9:30) 1名(待機要員22:00~翌6:00)

※但し、介護保険法で規定された人員基準の範囲内で増減する場合があります。

5. サービス内容

(1)介護保険給付対象サービスとして、下記のサービス等を提供します。ただし、これらのサービスは、内容毎に区分することなく、全体を包括して提供します。

- | | |
|--------------------|------------|
| ア.入浴、排泄、食事、着替え等の介護 | イ.日常生活上の世話 |
| ウ.日常生活の中での機能訓練 | エ.相談、援助 |

6. ホーム利用にあたっての留意事項

朝日のあたる家の運営規程に定めていますのでご参照下さい。

7. サービスおよび利用料

(1)利用料金

介護保険料の自己負担分	介護度	(1割負担分)	(2割負担分)	(3割負担分)
	要支援Ⅱ	29,239 円/月	58,478 円/月	87,717円/月
要介護Ⅰ	30,767 円/月	61,534 円/月	92,301円/月	
要介護Ⅱ	32,069 円/月	64,138 円/月	96,207円/月	
要介護Ⅲ	32,961 円/月	65,922 円/月	98,883円/月	
要介護Ⅳ	33,556 円/月	67,112 円/月	100,668円/月	
要介護Ⅴ	34,190 円/月	68,380 円/月	102,570円/月	
保険対象外サービス	介護保険対象外のサービスで、利用者の希望によるサービスの利用料は、運営規程によるものとします。 料金改定は、入居者会に理由を付して事前にご連絡します。			
居室の提供	69,800 円/月	その他の費用	個人の消耗品等の費用は、実費精算となります。 医療費は、医療保険にかかる一部負担金が別途必要になります。	
食事の提供	38,000 円/月			
水道光熱費	22,200 円/月			
共益費	35,000 円/月			
合計	165,000 円/月			

ご負担すべき月々のご利用確定額(自己負担1割・30日計算の場合)

介護保険料の自己負担分	要介護	3	の場合
共同生活介護報酬分		26,114	
医療連携体制加算分		1,190	
夜間支援体制加算分		804	
サービス提供体制加算分		194	
認知症ケア加算	算定なし		
協力医療機関連携加算		108	
高齢者施設等感染対策向上加算		6	
口腔衛生管理体制加算		33	
科学的介護推進体制加算		43	
処遇改善加算		3,163	
特定処遇改善加算		656	
介護職等ベースアップ等支援加算		656	
小計		32,961	※計算上の7で示した金額と誤差±1円出る場合がございます。
家賃など		165,000	
ご負担する金額		197,961	(199,060)

(カッコ内は31日の場合)

(2) 利用料金のお支払い方法

料金は、月毎に計算しご請求いたします。お支払いは、原則口座引き落としとさせていただきます、ご利用月の翌月末日にご指定口座より引き落としさせていただきます。

(3) 利用の中止

サービス契約中の入院・外泊などによるサービス中止期間に費用については、

- ①介護保険の自己負担分の費用はかかりません。
- ②居住費は、A部屋代 B共益費 を請求させていただきます。

(4) 退居時精算

ホームをご退去される際は、居室クリーニング費(実費)を頂戴いたします。また、経年劣化を除き、壁紙などに著しい損傷が見られる場合は、入居した際の現状に復旧していただく場合がございます。退居は、居室の明け渡しを以って完了となります。

8 身体拘束

(1)ご本人様または他の入居者等の生命はまた身体を保護するため、緊急時やむを得ない場合を除き、身体拘束等は行いません。

(2)身体拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際のご本人様の心身状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録します。

9 秘密保持

業務上知り得た、ご本人様またはそのご家族様の秘密保持を厳守します。従業員が退職した場合や、ご本人様が退居された後においても、秘密保持を継続します。

10 サービスの利用にあたっての禁止行為

- (1)身体的な力を使って危害を及ぼす行為
- (2)個人の尊厳や人格を態度によって傷つける行為
- (3)パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為
上記のような職員へのハラスメント等は固くお断りします。
快適性、安全性を確保するためにもご協力をお願いします。

11 非常災害対策

(1)非常災害に備え、定期的に地域の協力機関等と連携を図り、避難訓練を行います。

12 研修への取り組み

- (1)従業員等の資質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設けます。
①採用時研修 → 採用後1ヵ月以内

②経験に応じた研修 → 随時

13 協力医療機関

	医療機関名	診療科	連絡先
(1) 協力医療機関	医療法人檜会 横浜北クリニック	内科	045-482-7630
(2) 協力医療機関	医療法人高輪会新横浜デンタルクリニック	歯科	0120-648-714
(3) 医療連携先	医療法人檜会 横浜北クリニック	内科	045-482-7630

14 苦情および事故について

(1) 苦情の受付

当施設に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口 山下 良仁

受付時間 日曜日～土曜日 9:30～17:30

連絡先 045-592-6315

(2) 行政その他の苦情受付機関

○都筑区役所 高齢・障害支援課介護支援担当

対応時間 8:30～17:15 (電話)045-948-2306

※月曜～金曜日 祝祭日を除く

○神奈川県国民健康保険団体連合会(介護苦情相談係)

対応時間 8:30～17:15 (電話)045-329-3447

※月曜～金曜日 祝祭日を除く

15 リスクマネジメント体制／事故発生時の対応

○法人リスクマネジメント体制

責任者:施設長 山下良仁

受付時間 月曜日～土曜日 9:00～18:00

連絡先 045-592-6315

○事故発生時の対応

事故発生の際は以下の手順により対応、再発防止に努めます。

①緊急措置: 事故発生直後、発見者(聴取者)により実施

②第1報 : 緊急措置実施後、緊急時連絡先(家族・主治医等)へ報告

③継続措置: 判断権者(家族・主治医等)により指示内容の実施

④追加報告: 責任者へ経緯を報告。本人・ご家族へ報告

⑤情報開示: 必要と認められる範囲(事業者内・市町村等)へ情報開示

⑥再発防止: 事故防止対策/緊急時対応策の見直し

16 補償の内容

サービス提供にあたり加入している保険は以下の通り。

三井住友海上火災保険 賠償責任保険: 身体、財物賠償

以上